

奈良県告示第百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

平成三十年九月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

平野 純	施術者の氏名及び住所	地	施術所の名称及び所在	辞退年月日
		ひらの整骨院 五條市田園三丁目二〇 ―二		平成三十年八月三十一日